

近

代

編

## 明治前期の春野

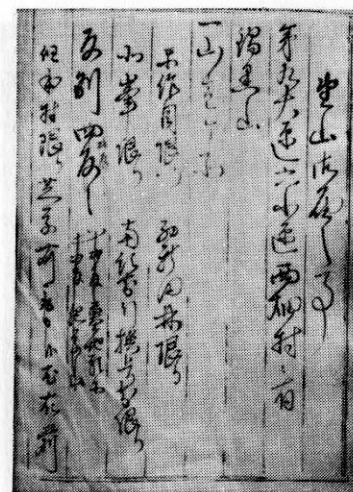
## 近代的地方制度の出発

**戸長制** 明治維新後地方制度に改変が加えられたのは、まず高知藩のもとで、明治三年（一八七〇）五月庄屋の職名が廃止となり、新たに郷正が任命されたことである。この時数村に一人の郷正へと整理が行なわれたので、庄屋役宅は明き屋となり、庄屋には出身地に帰った者もあって、村人たちに新しい時代の到来を知らせる。ついで翌四年（一八七一）二月郷正改め郷長となつたが、廢藩置県とともに同年十月戸長となる。これとともに副戸長、村用係、世話掛と村落制は戸長中心に組織立てられる。戸長制はその後約二十年、市制町村制の実施まで村落施政を代表するものであつて、近代的地方制度の胎動期として、多くの重要な歴史を展開する。

さて、二十年に及ぶ戸長制はさらに三期に区分される。すなわち区制、大小区制、郡区町村制であつて、主として村落区域の変遷であるが、また地方制度前進への過程を示すものとも受け取られる。まず明治四年（一八七二）九月の区制のうち、春野地方の分を抄出すれば左のとおりとなる。

第十。八区（弘岡上ノ村）、第十九区（弘岡中ノ村）、第二十区（弘岡下ノ村）、第二十一区（秋山村）、第二十二区（西分村芳原村）、第二十三区（内谷村横浜村瀬戸村）、第二十七区（東諸木村同浦）、第二十八区（西諸木村甲殿村同浦）、第二十九区（仁ノ村同浦西畠村）、第三十区（森山村新川町中島村）  
（高知県史編纂事務局吉田万作氏調査）

大体近世村落の範囲に従いながら、部分的には数村を合して区を編成する。根強い近世村落単位の團結を示すとともに、そうした伝統を利用しながら村落施政を進めたことがわかる。区制は明治八年（一八七五）の大小区制



文書関係役場町野春(春野町役場関係文書)

この区分は明治四年（一八七二）の区制に近い。旧村の団結に戻したとも云える。なお右の一線で結んだのは連合戸長を

まで約五年間行なわれるが、この間に多くの重要な政治が打ち出される。まず同年四民平等によって身分制が廃止となる。これは後述の地租改正とともに、農村から、地主として残った郷士を除いて武士の勢力を完全に駆逐するもので、近代化の礎となるものであった。これによって、長い年代を費れなき差別に苦しめられた人びとも、平民として一般農工商と同一待遇をえる。近世三百年の希望が叶えられたものであったが、政府はこれに何等の適切な助成等の行政的処置を取らなかつたので、未解放部落として残されるにいたつたが、自由と平等をめざしての奮起は、大正期にいたつて新しい歴史をつくる。後述するところである。

また戸長の名称が、戸籍作成を主たる任務としたからと云われるよう、近代国家の基礎的帳簿として、人民を詳細に登録した戸籍が作られる。完成の年明治五年（一八七二）を記念して壬申戸籍といわれる。庄屋施政下にも宗門改め等によって、戸籍に類する帳簿が作製されたが、ここにいたつてはるかに完備したものとなる。また後述のように、地租改正は戸長役場を中心進められ、その結果にもとづいて地租等納税事務は、戸長役場の最重要のものとなる。さらに徴兵令が布達され、明治七年（一八七四）から、徴兵関係の官吏が高知県に出張検査を行なう。春野地方の人びとははじめ高知に、郡役所設置後は伊野に出て検査を受ける。少し後であるが、山村新川に居住した医師清川正胤は、明治十四年（一八八一）の比較的詳細な検査記録を残している「清川家文書」。それによれば、徴兵検査が僅かとはいえ国民の保健衛生向上に果した役割が示されている。徴兵制については、明治十年（一八七七）六月の立志社建白に、「專制政治を以て徴兵の令を行い且つ定むべからずして、立憲の政体を以て始めて行い且定むべき所以」「土佐国民情一班」とあるように、多くの批判があり、後述の学制実施を含めてこれら一連の近代的施策が、すべて戸長制のもとに進められたので、戸長は村民とくに保守的な人びとの怨府となつたものである。

さて明治八年（一八七五）五月実施の大小区制では、春野地方は左表のように編成される。

第九大区	第三小区	弘岡上、同中、同下の各村
"	四 " "	(横浜、瀬戸) 内谷、東西諸木、西分、芳原の各村
"	六 " "	甲殿、秋山、森山、西畠、仁ノの各村

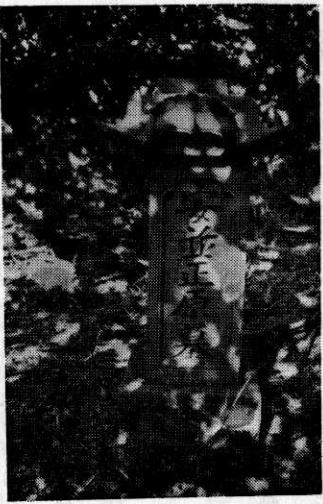
（調査者 前出）

大小区制では大区に区長、副区長、小区に戸長、副戸長等を置いたが、とくに大区は後の郡の設置に連なる。小区も前述区制を相当統合しているが、行政の能率を図つたからであろう。県は同年四月「管内区戸長職務規則」を布達し、「官民の間に立つて、上意を下達し下意を上達し、人民の方向を誘き、人間本分の職務を尽さしむるを要す」「高知県史料」と総括し、詳細に任務を示す。この時点から地方行政制度の整備は一段と進む。

明治十一年（一八七八）十二月公布、翌十二年（一八七九）実施の郡区町村編成法は、府県会規則、地方税法と

合せていわゆる三新法と呼ばれ、地方政治の更に前進となる。大小区制は廃止され、春野地方の場合吾川郡の管轄内に左の村々が行政区画となる。

弘岡上ノ村、弘岡中ノ村、弘岡下ノ村、西分村—芳原村、東諸木村、西諸木村—甲殿村、内谷村—横浜村—瀬戸村、秋山村、仁ノ村—西畠村、森山村—中島村



(弘岡上ノ村墓原正並)

置いたものである。明治十二年（一八七九）には、一部改正して弘岡三カ村に連合戸長をおき、東西諸木に同様連合戸長をおき、さらに秋山、甲殿に連合戸長を置いたが、この明治十二年（一八七九）末の区分が、明治二十二年（一八八九）の地方自治制村落区分に近いものである。

明治十二年（一八七九）開始の地方政治では、吾川郡役所が伊野におかれ、以後大正十五年（一九二六）までの郡長の強い監督指導が始まる。ところで地方財政の弱体は今も問題であるが、村費は地租、地方税（県税）に押さえられて僅少であった。現在のような住民福祉などはまだ日程に上らず、村政は納稅、兵役、教育等国政の下請けであったといえる。そうしたなかで、同年から村委会が設置され村費として協議費を徴収したことは注意される。すでに区制、大小区制当時より衆議所・民会として村民の意向を示す会議があつたが、ここにいたって制度化はすすむ。時の県令北垣国道が「町村会規則」「弘願寺文書」として布達したもので、選舉資格は納稅者及びその家族で、当該の村落に居住する丁年以上の男子というのであって、後の町村會議員が、差別的な二級選舉となつたのに対しても、はるかに民主的であった。「地所永世売渡証」<sup>1</sup>弘岡上公民館蔵には、「客年一月通常村委会に依り、地代金右之通を以て其許え永世売渡し代金正に請取り、地券状願い奉る所確実なり」と、明治十五年（一八八二）弘岡上ノ村で村委会が活動したことを探している。

ところで当時の戸長は、後述の民権運動にも関係し、場合によつては民意を代表して県と対立して県の意のまに動かぬ者もあつた。県が明治十七年（一八八四）九月戸長を官選・任命制としたのはそのためである。その以前の戸長は村委会によつて選舉されたものである。以下戸長制下に展開した民権運動を見よう。

**自由民権運動 戸長を通じて上からの近代化が進められた時、これに激しく抵抗したのは、戸長と同一階層の地主富農出身で、県会議員を代表とする者であった。土佐における民権運動の開始は、明治七年（一八七四）四月の立志社の開設である。同社の第二発起人には、吾川郡を代表するかのよう、弘岡上ノ村出身の安並正原（一八五〇—一九二）、千頭正澄（一八五三—一九一二）—後典獄となり免囚事業推進—の名がある「自由民権の系譜」。立志社創立趣意書には、すでに「三民の恒産と士族の知識氣風」を協力させよと呼びかけ、かくて「国家人民の福祉豊に復たこれより大なるものあらんや」と訴えている。士族民権から豪農民権への展開が予想されるが、地租改正進行のなかで、地主層は土地所有者として武士に代つた自信を持つとともに、高額の地租に苦しむとう矛盾を感じ、激しく反応して民権運動に挺進、とくに吾南平野はその核心の一となる。さて明治十年（一八七七）六月の、立志社民撰議院設立建白事件を契機に、政談演説会は高知を中心に各地に開催され、翌十一年（一八七八）にかけて各種の雑誌、新聞が発行されて運動を盛り上げる。秋山在住細川義昌（一八四九—一九二三）も激しく反応した一人で、同年の土佐州会には、第九大区選出議員にその名を連ねる。土佐州会は解散されたが、翌十二年（一八七九）より高知県会は開設され、民権運動は県会を中心として展開し、県令とこれを支持する保守派—帝政党系議員と対立激論する。さながらに、明治二十三年（一八九〇）以後数年間の政府、野党激突の衆議院の情態を示すものであった。全体としては、県令の進める近代化政策に対し、民力休養の立場から反対したもので、争点は県議選挙資格、県費決算報告、四国新道開設等多かっただが、明治十四年（一八八一）のごとき、議員多数の辞職者を出し、県会は機能停止の情態となつている。県令は、与えられた権限と多数与党によって切り抜けてはいるが、その対立は深刻であった。性急な善惡の結論はさけ、この間の県政の動き**

には、さらに深究が加えられるべきであろう。春野地方からは東諸木の新階武雄（一八四三一一九二二）、森山の武政大道（一八三五一一九九）、弘岡下の吉良順吉（一八四七一一九六）、秋山の細川義昌（一八四九一一九三三）、甲殿の島田糺（一八五三一一九一四）が選出され、島田糺、吉良順吉のように県会議長、また細川義昌のように副議長、あるいは常置委員となる者もあり、多くは自由派として活躍した。

「自由民権の系譜」によれば、明治十三年（一八八〇）四月の国会期成同盟会の国会開設請願書には、春野地方に前田重意（一八五三一一九三一）、後年高岡郡長勤務の蓼原寅之助（郷一・一八六〇一一九三四）が代表となる。また「細川義昌日記」によれば、春野地方での民権運動の盛り上りは、明治十四年（一八八一）三月九日の弘岡中ノ村小学校吾川高岡有志懇親会、甚だ盛会、会員百、板垣、片岡、中島、坂崎の諸氏なり。第一時開宴、四氏并に糺、宜之助、義昌、薰、太郎、重雅、平八、環等演説有り、重遠、庄司の祝文等終わって第四時四拾分解散せり。

板垣退助、片岡健吉ら大物を迎えて大いに氣勢あげる。この時点で、民権運動は各村の地主を傘下に収めて組織化に成功する。おそらく明治十二年（一八七九）の県会開設後、急速にその運動が展開したものである。同日記翌月二十三日にはまた、

秋。山。小。学。校。に。て。政。談。演。説。有。り。警。部。巡。查。來。る。会。主。義。昌。幹。事。琢。也。演。題。盛。衰。の。説。岡。崎。勝。次。演。説。と。出。版。を。自。由。に。せ。ざ。る。べ。から。ず。馬。場。所。有。の。道。義。昌。同。心。協。力。せ。ざ。る。べ。から。ず。森。尾。環。農。家。に。告。ぐ。吉。良。順。吉。國。權。回。復。論。前。田。重。雅。等。也。其。の。他。渡。辺彦。弼。は。病。氣。に。付。き。演。説。せ。ず。島。田。糺。は。演。題。の。送。付。遲。延。せ。し。に。付。き。之。を。除。く。

これらの演題の内容については、今やほとんど伝えるものはないが、この日記から、卓を叩いて獅子吼する自由に燃えた人びとの姿を想像することは、けつして困難ではない。同日記には当時第二日曜の定例交際会、また臨時の懇親会、政談演説会を開いて、しばしばたがいに時局を談じていたこと、会場は各村小学校等が利用された

が、個人宅あるいは西分村の本願寺出張所等も使われている。なお同日記には各村の産土神の神祭の宴会に、互いに同志を饗んで団結を強めていることがわかる。地租に対する不満、用水に対する協力等に加えて、年中行事の民権運動の団結に果した役割は大きい。なお翌明治十五年（一八八二）七月、伊野村（町）に開かれた吾川郡第二懇親会の発起人は、吾川郡の自由派の主だった者の一覧表であつて「土陽新聞」、春野地方の細川義昌、吉良順吉、島田糺、新階武雄、前田重雅（一八六一一九三五）、安並正原らの名も見られる。

自由派が、県会においてはげしく県令と対立したことについては前述したが、一般には国会開設予約後、明治十五年（一八八二）を過ぎて民権運動は退潮し、とくに同十七年（一八八四）十月、中心的指導力の自由党は解党となり、民権運動は最悪の事態を迎えるが、その後いわゆる三大事件建白運動一大団結として、明治二十年（一八八七）激しい盛り上りとなる。春野地方としてはこの時点が最高のようである。三大事件とは地租軽減、自主外交、言論自由の要求であるが、すでに、明治十七年（一八八四）一月十一日「細川義昌日記」には、「村役場へ行く、減租請願會有りし處」とあり、減租は一貫した地主の要求であった。同様の記事は、同年五月十二日「西分村に請願會行く」とある。同年、翌年と同日記は政談演説会、県外遊説等の慌しい動きを伝え、粘り強く民権運動は続けられたが、「土陽新聞」明治二十年（一八八七）十一月十九日の記事には、「吾川郡南部八田村外十五カ村人民一千百六十五名総代吉良順吉」が、前日浦戸丸で上京、また翌月一日には本県出京総代のうち吾川郡南部十六カ村総代安並正原とある。「細川義昌日記」にも、十一月十七日東京行の片岡健吉、武市安哉、坂本直寛、細川義昌らの送別会が、教会々員によって行なわれたことを伝え、「基督の愛を以て集り亦神の之に臨み給ふ心地」と義昌は感激、民権運動とキリスト教との結び付きを示している。同日記同月二十日にはまた、「前田重雅方にて建白示談会あり行く。八田、弘岡三村、西分、甲殿、秋山、諸木、芳原、長浜等の有志輩集合せり、和田耕

治、井沢左京等も来会せり。廿五日再会を約し散会す」と色めき立つてゐる。これらの激しい反政府運動によつて条約改正は中止となつたが、いわゆる大同団結は、「土陽新聞」同年十二月二十七日に「保安条例公布、昨日午前十一時発東京通信者よりの電報に曰く、勅令第六十七号を以て保安条例公布せられたり。右は秘密の結社集会其他を検束するものなり」と弾圧され、春野地方からも前記のほか上京した土居勝郎（一八六二一？）、久保久万吾（一八四一一九一九）、勝賀野鬼子馬（一八六六一九三七）、土居吉之助（侃男）、同源三郎（一八六五一九三二）、板垣格（一八六四一九一四）、小田玉城（一八六九一九一六）らが東京より退去を命ぜられる「西分村史」。細川義昌、土居勝郎は片岡健吉らとともに退去に応ぜず、明治二十二年（一八八九）二月十一日まで東京石川島監獄に禁錮される。

「吉良家文書」には、吉良順吉の手記らしい署名のないメモ様の記録がある。その一節には「憲法は我が國の為め、又我々人民たるもののがめ世上の大法典なり。我々は國の為め又一身一家の為めに、たとひ生命を失ふに至るも、憲法を守り又憲法の為め運動すべきものなり」「西洋人は憲法政治はアジア人に適せずと、日本憲法実施はアジア州の試験に同じ。日本人民は代議政体の試金石なりと、我々日本人民たるもの責任極めて大なり」とある。民権運動が憲法發布をもつてその目的を達したと満足し、以後次第に収穫することを示すようであるが、明治二十三年（一八九〇）には第一回の総選挙が行なわれる。これを契機として民権運動の余燼とも考えられる激しい対立が、国民派対自由派として戦われるが後述とする。

**市制町村制実施** 近代国家として日本に代議制度を実施するに当つて、時の政府指導者伊藤博文と山県有朋との間には、多少意見の相違があり、憲法發布一国会開設に先んじて、地方自治制を実施すべきであると山県は考えたという。事実は憲法發布が先んじたが、国会開設よりは早く地方自治制は施行される。山県は地方自治制に

よつて、保守勢力が国会に進出することを期待したともいわれ、該制度はまた国会の付議をへることなく立案成立する。成立当時の国会に、地方自治制度のごとき重要問題はなじまないと考えたともいわれ、プロシアの地方自治制を参考に、ドイツ人アルバート・モッセの参与によつて起草されたものである。<sup>(2)</sup>

市制町村制が公布されたのは明治二十一年（一八八八）四月のことであるが、これによつて、明治十二年（一八七九）以来の一県限りの町村会の規則は法的に整備され、自治体としての権能を持つことになるが、山県の前記狙いはとくに二級選挙に示される。地主等一部有産者から一級議員を選出させ、他の大部の有権者に同数の二級議員を選出させる。一種の二院制的構想である。従前の町村会よりも、大きく退行したと指摘されるところである。町村税も従来の協議費より著じるしく制度化したが、収入をなるべく基本財産に求め、税金はこれを抑える方針をとり、国、県税の付加税としてその限度を定めたので、町村財政はきわめて弱体であつた。地方自治体の名にふさわしい、財政的基礎はなかつたといえる。春野町の場合を見ていながら、支出のほとんどは役場費と教育費で占められていた。勧業も福祉もなお全く問題となつていなかつたものである。

ところで区制、大小区制、郡区町村制と町村の範囲は改変されたこと前述したが、いよいよ市制町村制によつて、いちおうの村落範囲は確定する。この作業は県、郡指導下に明治二十一年（一八八八）末を目指して進められ、吾川郡下として春野地方は、弘岡上ノ村、同中ノ村、同下ノ村、木塚村（西分、芳原）、諸木村（東諸木、西諸木、内谷）、秋山村（秋山、甲殿）、仁西村（仁ノ、西畠）、森山村（中島村は高岡郡に編入、高石村となる）となる。明治二十二年（一八八九）三月四日である。後木塚村は同二十六年（一八九三）十一月二十日に西分村、芳原村に分離する。以上の新村決定が、ほとんど近世村落の伝統に従つたことに驚かされるが、他方財政力強化の面からなかには幾つかの村が統合された所もある。この場合近世村の伝統が部落感情として村政に問題を生じることもあつた。

当時の新聞に、仁西村の村長選に關する紛擾が伝えられる。明治二十二年（一八八九）五月のことと、當時村長は村委会で選出されたが、仁西での投票結果は野村彦六、矢野俊兄が同点であった。新聞は矢野俊兄を自由派、野村彦六を国民派とする。両派の対立はついに、明治二十五年（一八九二）の選舉干渉で爆発血の雨を降らすが、この対立は現在のいわば保革の対立として整理するのは困難であり、部落感情あるいは村落内有力者の対立という古い面が強いようである。

ところで地方自治制に不慣れなこともあり、この場合決戦投票をすべきところを、ただちに郡長の指示を仰ぎ、郡長は国民派野村彦六の認可を知事に申請する。自由派はこれを不当として紛争は激化する。一村平和のために、対立をさけて円滑な協議をという良識の声は消され、議員に迫つて両者激しく自派の当選を求める。村委会を開けば役場の周囲は六、七百人の群衆の怒号に包まれ、前決定の通り野村とせよ、あるいは郡長取り消しの上は矢野とせよと、收拾のつかない状態であった。この結果について詳細は不明であるが、なお上の指導力の強い時代であつたので、拾収されて村長矢野俊兄として新地方自治制は出発したことであるが、明治二十八年（一八九五）の仁西村委会の議事録春野町役場所蔵によれば、議員の欠席が目立ち、村政は甚だ難航している。

## 地租改正

近代的 土地所有 長い近世を通じて土地は武士の物であり、農民はこれを預つて耕作し、重い年貢を負担するという定めであった。しかしながらそうした関係の中から、農民の土地に關する権利一觀念は成長する。近世中期からの地主制の発達によつて、加治子米を取得することも黙認され、土地の所持により郷士となる者も出る。

実際に土地を管理し利用する者としてこれは当然であり、明治維新は、從来の武士の土地所有—封建的土地所有—を廃し、その相当額を政府は公債—武士の退職金—として支給し、年貢はすべて政府の収入とする。したがつて、土地は農民のものとなつて売買譲渡、作物栽培は自由になるとともに、年貢は地租として改めて政府に納められる。この過程は、明治十四年（一八八一）完了まで約十年を要したものであつて、地租改正と称せられる歴史である。政府は、近代的租税による財政の確立を直接の目的としてこれを実施したが、その結果は第二次世界大戦後の農地改革まで、約七十年にわたつて農業、農村ばかりではなく、日本の全政治経済社会関係を規定する。

高知県の地租改正の発端は、明治二年（一八六九）版籍奉還後の藩政改革である。高知藩は財政難打解のため地方知行を全廃、全藩を藩の藏入地とする。これは封建的的土地所有否定への移行である。春野地方に前述のように多くの藩士の知行地があつたが、いずれも「明治五壬申、耕地米盛引合記 西畠村」春野町役場蔵のように、

一、地式百拾三石六斗四升七合

宮川小左衛門、前島宇兵衛、結城桃仙、安積長平上り知、数々引換上り知。

右の「上り知」として武士の手を離れ代つて禄米となる。これは本田の場合であるが、新田についても同様にたとえば郷士の領知が、同じ史料に

一、地五拾四石九斗武升七合

池源六領知引換上り知 同村新田

領知も同じく「上り知」となる。なお領地については問題となつたので後述する。

政府が地租改正条例を布達し、改正が開始されたのは明治六年（一八七三）七月であった。県はこれを受けて九月県下に布達する。その間及び続いて諸般の準備を整えた県は、翌年三月県に地租改正係を置き、また人民心



「実地丈量佔」  
(春野町)

得書を示す。この時点では、旧庄屋出身の地方巧者は起用され直接これに当る。同年九月に実施細目を定め政府の許可を申請、翌八年（一八七五）三月には許可となる。戸長役場を中心に村々では改正事務が進められたが、年内にいちおう完成したのは僅かに五カ村であった「高知県史料」。長

い近世に生じた複雑な土地所有関係には、容易に改正事業を進めさせないものがあった。政府は小作権を認めず所有権を地主一本化とし、大蔵省は間米・加治子米收得者を土地所有者として整理を図ったが、郷士の領知、あるいは耕作権を認める永小作慣行の処理等は難航したものである。とくに、永小作権の問題は高知県の歴史に有名であって、全国的には特例として、その慣行が継続保護されたことには意義がある。中には、六分四分で地主と永小作人が配分所有したり、あるいは地主がその比率でもって買い取つたものもある。

郷士の領知にも、加治子米收得の場合は改めて郷士の所有が許されたが、郷士は本来領知として物成米を收得し、加治子米收得は多少曖昧であったので、各地で問題となる。「細川家文書」高知市民図書館蔵によれば、香美郡夜須川村（夜須町）での細川氏の領知について、耕作農民はその所有を主張し、訴え出たので、細川義昌は県令に訴えついに裁判に持ち出される。結局当該の田地は細川氏の所有となつたが、小作人の訴え書に「右細川義昌帰國仕り七月分罷り越し申し出での義共、自身の田地に付き、鎌下より取り揚げ手作りに仕るに付き、承知かと手詰め仕り候得共、百姓中承知仕らず候處、其節大分争論仕り候處、揚仕末相渡し候様申し出で候得共、百姓中受け込み申さず候」と相当に両者対立している。義昌も古来よりの権利を主張し、「右田地岸破損并びに井関仕様、田役、百分の一等に至る迄私より仕払い仕り、且又文政年中御改正の節出作式新田私控えに相成り、加治子

米所務仕り候上は、領主持主作株共私に御座候儀分明」と訴える。明治維新に果した郷士の力もあり、結局は義昌の土地所有となり、農民の願いは破れたが、このような動きは前述「耕地米盛引合記」に、

### 一、地六拾石三斗四升八合

甲藤馬太郎領知引換残同人扣同村新田

の「引換残」り地として郷士の所有地となることにもすでに示され、藩士が完全に土地を失つてやがて多くが没落したのに対し、郷士は地主として近代に生きることができるのであった。なおこうした紛議とは別に、所有権の確定した分については、地券を交付する。明治六年（一八七三）七月県は、「地券願に付き難形」「高知県史料」を示して地券の交付を出願させる。「深瀬家文書」「野本家文書」には、多数の地券があり、地租改正の歴史を今も語っている。またこの時点では、共有地も代表者をもつて地券を願い出ることが許され、とくに「各村仲地の儀は、天災非常急て不虞の費用支出の補助」「高知県史料」となるので、漫りに売つてはならぬと命じて村の共有地を守らせている。

### 金納地租

一般に地租改正によって地価が定められ、地価の百分の三・後二・五が地租となるのであるが、また一般に言われるよう、実はこの金額は年貢米を貨幣に換算したものであって、地価の決定はこれに合理的な擬装を施したものである。この点について「吉良家文書」には、まことに明快な史料がある。相当の年次にわたった「貢米根居」であって、弘岡下ノ村戸長が、吉良伝七に宛てたものである。貢米とは年貢米が新政府のもとで換称されたものである。吉良家に課せられた貢米の集計を年次別に一覧表とした。（次頁参照）

なお右の史料には、明治九年（一八七六）分から「右金納済」とあり、同十一年（一八七九）分にも「一、三拾弐円三拾九錢弐厘同し（金納）」となつてある。同文書には翌十二年（一八八〇）の下ノ村戸長島村昌太の領取証



家の主馬・同社藏、矢野城楼氏提供)

その由来が何であろうとも、制度的に地価の百分の二・五と地租が定められた後は、地主の関心は、地価の引き下げによる地租の軽減に集中し、これが地主的民権運動を支える要因となり、地価は明治二十二年（一八八九）、同三十五年（一九〇二）と引き下げる。右は「西分村史」の伝えるところであるが、同書によれば、西分村の地価の内田は一一三十六等に分かれ、一等八十三円七十銭、三十六等十六円六銭である。一等田の生産力は二石八斗一升五合、三十六等は五斗四升となっている。もちろん、これは生産力のすべてを米に換算した

「高知県史料」として賦課される。なおこの新租を廻って、自由派より県会議員選挙資格に重大疑義が提出され、大問題となつたことも有名である。細部の詮評が、明治十四年（一八八一）にも行なわれたことは、「細川義昌日記」同年一月五日に、

山地雜種地詮評の為め森山村役所へ会す、出頭す。然るに下ノ村野山、私有山境界の儀に付き沸騰し、惣代改選委任状の儀に付き、又々ごたゞ生じ出頭致ざるに付き、該詮評も不調、右景況森山村役場より一方面へ上申し、一先ず閉場す。

また同月十一日には、「地租改正係江南属」が秋山村役場に出張している。翌月七日には義昌は土佐郡神田村（高知市）役所に行き、旧第九大区内の各種帳面（地価）を調整、ついに同月十一日には「江南改正係來る。共々に村役所へ行き、旧九大区山林雜種村位等級表、及び部落表且つ三部落表共江南に渡す」は、改正業務一切の完了をまず示すものと思われる。

年 次	貢 米	高	地 租 金
明治 五	一八石四二四六		
同 七	一八・五一八		
同 八	一八・四九九		
同 九	一八・六二〇六 (内三・五二四一 一八・七〇〇五 (内三・七四一二 二歩引)	二歩引	六七円七一九
同 一〇	六七・八〇一		

大いに地租改正を促進したとあるが、この年改正はようやく軌道に乗つたといえるのである。しかしながら貢米の金納化という点からいえば、善政を期待した農民は改正業務に徒らに翻弄されたとも云える。いみじくも明治十年（一八七七）立志社代表片岡健吉の国会開設建白書には、地租改正を批判し「人民は足を裏み糧を斎らして田野に奔走し、耕作時を違ひ庸工紙筆の積貲に堪えず」、しかも「地価未だ定らずして税を課するに分厘を厳にす」と怒り、「地価未だ定らずして猥りに減租を行ふ事を得んや」と抗議している。独立国家として、財政安定を最優先する必要があつたことは認めるとしても、そこに大きな無理押しのあつたことがわかる。

さて貢米一年貢の金納化を原則としながらも、公平は貫かなければならぬ。全県的規模で地価を調整することである。「高知県史料」によれば、すでに明治八年（一八七五）末の間棹曲尺六尺と定めて旧慣六尺三寸の廢止にはじまり、明治九年（一八七六）十二月田地の「地位等級設立」方法として示され、翌々十一年（一八七八）四月には、「土佐全国地位銓評節目」が布達され、地主總代の撰出と、それによる地位等級の詮評が行なわれる。大綱を押えた今となつては、多少の民意を容れることは、むしろ政府に得策というところである。この事業も明治十三年（一八八〇）大体完了したらしく、明治十四年（一八八一）より確定した地租が、いわゆる「新租」

があり、それにも「金三拾武円三拾九銭武厘」とある。これから明治九年（一八七六）を地租金納の画期とすることができる。この年政府は不平士族の反乱、農民一揆の多発等左右の反抗に苦しみ、ついに翌年地租二分減を断行する。「高知県史料」には、明治九年（一八七六）分からの二歩減租が、

ついに翌年地租二分減を断行する。「高知県史料」には、明治九年（一八七六）分からの二歩減租が、



地主若尾氏旧邸（弘岡下現勝賀野村茂氏邸）

けの約束をする。

細川義昌同様、民権運動を春野地方で代表した一人吉良順吉も経済に慎重度となり、数年前の約半額である。一般にいわれるよう、小地主、自作農を没落させたが、他方これは地主制の前進でもあった。理财に長じた細川義昌はその日記に、明治十五年（一八八二）四月二日として、「芳太郎へ吾より求められし田地宛付けの約束し、馬藏、寿之助立合の上境等相改め引渡しを受く」、また同年十一月二十三日には、「喜代馬来り過日求むる約束せし喜藏前の田地、棹不足に付き更に改め入棹す」とあり、さらに同一年十一月十一日にも「前山上の四段丑右衛門、喜代馬へ宛る約束す」とある。また翌年の二月一日には「龜六と猪又米吉の地を検査に行く。壱坪三拾錢の割を以て買受けの約束す」とあるほか、翌月十五日にも別の田地買受けの約束をする。

細川義昌同様、民権運動を春野地方で代表した一人吉良順吉も経済に慎重で、同家よりの聴込みによれば、順吉の妻は終世農耕を捨てなかつたといふが、「明治十六年 金穀出納簿 吉良順吉」「吉良家文書」から集計すれば、その公課は左表となる。

地 租	地 方 税	村 費	公 儲 金	堤 防 費	計
七二円七八	一二円七九	一円七四	一円一〇	三円三五	九一円七六

である。これは米一石五円として十八石三斗九升となる。また同人の「一家の経済」「吉良家文書」と記した手記の末尾に収入の、

一、米四拾石也 小作米。收入。高。  
計算書

ものである。一等田の場合地租は二円九錢であるが、これに地方税、協議費（村税）、諸掛りを加えると三円に達しそう。一石五円として六斗に当る。自作の場合でも二割に達するが、小作料の場合約三分の一である。改めて地租の重課であったことが知られよう。

#### 地主制確立

地租改正による近代的土地位所有の確立は、まず土佐における長い近世の土地慣行の田地割替制を廃止させる。田地は各人持ち切りとなる。明治十年（一八七七）頃である。春野地方の場合、明示したものを見ていながら、「門田家文書」「吉良家文書」から推定される。田地割替制には、耕作権保護の意味が若干あつたと考えられるが、改正後は耕作権は無視されて、一期小作として地主のもとに従属させられる。「弘岡上公民館所蔵史料」によれば、明治十六年（一八八三）四月弘岡上ノ村村委会は村有地を売却する。売却地はすでに小作が数名開墾耕作していたので、村委会は小作人の惣代を招いてその意見を聞く。ある者は

薪炭山、藪地は異議なしと雖も畠地は頗る労力を費やせしに付、労費の十分の三とあるを十分の五とならんことを再議を乞う。

またある者も同様に

我が耕作する借地は全く労力より出たる者に付き、労賃は十分の三にては甚た僅少なる故に、十分の四と増額せられんことを乞う。

また買ひ受けを希望したある者はもともと「芝地を宛り受けたるものに付き、評価は芝地と同様ならざれば、買ひ受けることも地所を掲ぐることも応じ難し」と答える。その結着とは別に、小作人の自覚はすでに成長しているが、地租改正はこれを躊躇したるものである。こうした中で、地租改正による地主権の国家的保護の意義は大きかったというほかはない。地租の軽減を主張しながらも地主は地租を納めたものである。また地租改正完了後

内式石也、小作人不納毎年大約此の如し、

引残し三拾八石也

右の内 拾石也 地租金五拾円

七石也 地方税、村費、堰費

メ拾七石也

残て式拾。壹石也

としている。以上の二つには多少の不一致もあるが、地租の重課はここにも示される。二十一石で家計を維持したうえ、さらに自費で政界に活動するのは容易ではない。同手記で「将来の経済は只管儉約の一針路を確守するの外策なき也」と嘆じ、しかも「薪炭、油、衣服等必要」品には儉約の余地はないとする。地主層が、政治に活動していわゆる「井戸堀」となったのはあるいは自然であろうか。米価および日雇い賃の値上りによって、明治後半地主手作りは縮少し、寄生地主化は進むが、問題は地主個人ではなく、このようない合理的な制度が、国家財政の必要上成立強化されたことにあるのであろう。

## 弘岡井筋管理の近代化

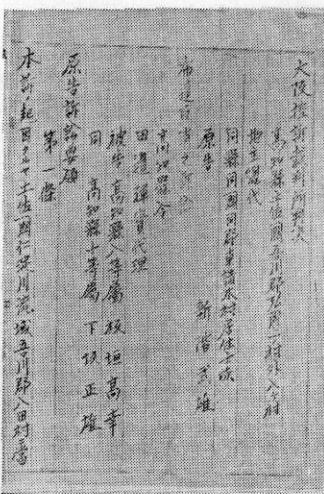
### 井組出訴事件

明治維新後、とくに廢藩置県後地方政治が前述戸長制のもとに推進された時、はしなくも弘岡井筋管理に改変が加えられ、これが慶安元年（一六四八）以来二百三十餘年の伝統を破るものとして、井下九力村の人びと、とくに地主の怒りを買い、ついに地主惣代新階武雄（一八四三—一九一七）は、県令田辺輝実を相手取り、大阪控訴裁判所に提訴する。発端は明治六年（一八七三）大蔵省布達の、用水等工事費「民区分の規則」

編制に起因するようである。直接には同七年（一八七四）二月二十七日、高知県戊第五十七号布達の「堤防規則中第二則（但書の内井下関係地より出役致すべし）」が問題となつたものであり、これによれば、仁淀川沿いの堤防及び弘岡井筋の維持修理の費用は、全額井下村々の地主の負担となるものであった。もとより県も旧慣の尊重すべきは知悉していたので、人心の動搖を避けるため、三カ年間は旧慣によつて県費の補助を続けたが、ついにこれを打ち切り、明治十三年甲第二百四十二号を布達し、「河港堤防築造修繕費支弁組合」を、「区町村会法に拠り相定め」〔高知県史料〕翌十四年（一八八一）届出ることを命じたが、容易に組合の設立は進まなかつたようである。水利水防等長きにわたる慣習を、一つの布達によつて改変することは困難のはずであるが、いく度かの吾南地方の反対陳情にも県は耳を貸さなかつたので、ついに提訴となつたものである。<sup>44</sup> 判決は明治十五年（一八八二）に出されたが、その判決文は詳細に当時の「高知自由新聞」「高知新聞」に載せられ、その写しが現在土地改良区事務所に保存されている。前述もこれに拠つたが、以下この判決文から問題を見ることにしよう。

原告の吾川郡弘岡上ノ村外八ヶ村地主総代、東諸木村居住士族新階武雄提訴の理由は、主として「被告県令に

於て明治七年戊第五十七号布達を以て、土佐國土木工事費用課法を変更し、工費の旧慣を廃止するに当たり、弘岡堰及び井筋の如きも其の作用の原質如何を究めず、單に田地灌漑の為にのみ設けたる尋常一般の堰と同視し、纔に田地用水のみ干渉せる原告人民に限り、之れが工費を悉皆負担せよとの規則を達」したからであり、弘岡井筋の歴史上果した役割は、



「大阪控訴裁判所判決」  
(吾南土地改良区蔵)

実際に二百有余年にわたり用水とともに物産の輸送路であった

ことである。すなわち「果して物産運輸の便益と、田地灌漑と用水と兼用の為めに開設したるは、事実疑ふべからざる所にして、其の工費の如きは井下田地主にのみ課すべきものに非らざるなり」とし、したがつて水路修繕費も、「官民之を分担し殆ど折半計算を以て」慣行とされたものである。事実この用水によつて恩恵を受ける者は、「戸数凡そ二万戸人口凡そ九万人」である。県の布達は不当である。弘岡井筋の特異性を考えて特別扱い一県費分担をせよと求める。

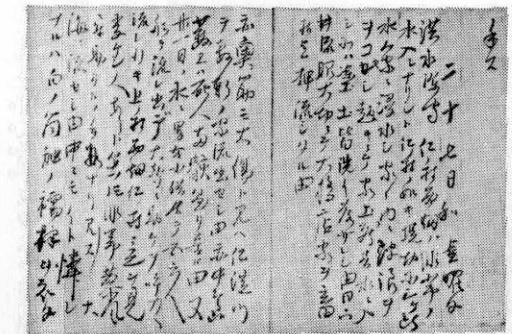
これに対し被告高知県令は、山田堰より導入した船入川を例に引き、運輸の役割を果すとしても本来は用水目的である。したがつて「耕地灌漑の季候に当り水量を減ぜば、之れを灌漑に専用し、通船運輸の渋滞に顧慮懸念せざるなり。蓋し之れ用水を得る所の人民に於て、自然其の権利を帶ぶるが故なり」と反論し、前述原告が「弘岡井筋の応用運輸に干渉するものとして論ずるも、其の利益の及ぶ所、僅かに市街村落の外に出ずして若干の営業者に過ぎず」とする。すなわち水田灌漑に比べて運輸の効用は、問題となるほどのものではないと言うのである。

明治十五年（一八八二）五月十八日の判決は、明治七年（一八七四）二月二十七日の高知県布達の一部、「井下関係地より出役致すべし」を、弘岡井筋に關しては取消し、改めて「現に其の利害を受くる地民に對し適宜の課法を設け所分」せよと命じたので、弘岡井筋の特異性は認められ、したがつて用水の維持管理について、県には改めてより公正な財政的処置が求められることになる。慣行は守られたのであって、いちおう勝訴と考えられよう。この時点一官尊民卑一としては破天荒と云える。當時県令と県会における自由派は激しく対立していた。したがつて、この訴訟事件は、地主主導型の民権運動の一環として整理されるようである。<sup>(5)</sup> 地租の高負担に苦しんだ地主が、地租改正によつて得た自信をもつて、県の不当を排除し民権を伸張したものである。

### 仁淀川大洪水

前述判決の命ずる「適宜の課法」には二つがある。一つは県の補助であり、他は九カ村で土功会を結成し経常的な維持費を負担することである。判決で「訴訟入費は各自費たるべし」としたことは、完全な勝訴といえない面もある。急速に近代的な管理機構の土功会の結成が、地主側からも進められなければならない。しかしながら訴訟事件は官民の間に溝を生じ、事態の急速な進展は見られなかつたようである。こうした事態を一挙に突き崩し、急速に土功会が結成された契機となつたのは、明治十九年（一八八六）八月二十一日の大洪水と、それによる仁淀川堤防の決壊であつた。「細川義昌日記」に、

仁淀川非常の大洪水にて、午後五時に至り新川野中神社床南側堤四拾壹間、北側堤三拾六間破壊し、為めに新川居家五軒付属建物拾五軒流亡し、田地夥多剗となる。紺屋の祖母流亡せし由追て相分る。小田井流より南九間の切れ有り、切所深からず。川久保井流の上み拾式間の切れ通り有り、水面より深さ壹丈四尺位、新助堤の下も拾五六間の切れ通り有り、切所深からず。長右衛門外輪堤拾五六間の切れ通り有り、切所深からず。小田店屋の西壹ヶ所切れ通り武三間有り、其他内堤防の傷夥多あり、此の水先き七時頃秋山に来る。是より前横手銀次の妻森山より聞き來り、上み切れを報ず、皆人の半信半疑の間に置けり。兄弟新宅に行き荷物の手伝い。夜に入り雄次の西腹迄水増す、柳原勇吉孫を連れ逃れ来る。夫より岡崎へ手伝いに行く、重平の前水籠<sup>(すねか)</sup>に至る。岡崎は水未だ門前にも至らず、岡崎の荷揚けを終え帰る頃おい、水葛石に来れり。帰路伊太郎方水未だ入らず、一度自宅に帰り再度出すれば、伊太郎方水土間より一尺を増せり。二十二日午前四時より水引く、此の水新宅は根太に止まり、作次は土間に止まれり、岡崎も根太を浸すのみ、重次も亦同じ、常次も根太に止まれり。其他新宅より東坐に至らざる者なし。杉安、的場、大谷を除き坪に水の入らざるものなし、勘次、馬藏は坪に望みしのみ。芝は大浸しなりといえども、只次方の土蔵は水土台木に望まず、将に危かりし、只次蔵は新築故傷なし。松藏、富太郎、竹吉は壁など大傷みなりし、与之助跡は荷物台を倒し、衣類、ゲンゲ種を水に浸す。岡崎新宅は土蔵台の雛形迄水至る、諸作物損傷一方ならず、甲殿は夜十時に至り初めて水床下に望みしを知り大騒ぎ、奥と望を除き皆水に入る。



「細川義昌日記」(高知市民図書館蔵)

このほか仁ノ村でも、三カ所堤防が切れ「家の内に波浪」を起こす。実際仁淀川堤防は内外ともにずたずたである。この復旧は困難且長期にわたるものである。「なお同日記は洪水の恐怖を伝聞として、仁淀川上流から濁流を「男女小供合せて五六人船で流れ出で、大声に助けを呼ぶ」流れ行き、上ノ村、西畠、仁ノ村に之れを見受けし人」があつたが、どうすることもできなかつたので、みすみす大海に流される。また「白の筒袖の襦袢を着たる兩人の者、家の棟にとまりしまゝ流れ行きしが、仁ノ村山の端に來り、山にのがれし同村の人に助けを求めたり。見し人々何とぞして助けんと、種々思慮せしと雖も手段なき故に、最少し近寄らば助けんと流亡人に向い、其處より水へ飛び入り少し陸へ近寄れ、さらば助けんと声を懸け、何れも之を助くる用意をなす。然るに一人の流亡人側の流亡人の背をなで、これがくくと言ひさめぐと泣く。大海に流れ逆巻く浪に打ち沈められ、見るかげもなくなりしとぞ」と伝えている。現在の仁淀川の連続大長堤からは、想像も困難なことであるが、洪水の恐怖は忘れてはならないことであろう。なおこの年は九月十一日、同十七日、同二十四日と連続して暴風洪水となる。

**弘岡井筋水利土工会結成** 大阪控訴裁判所の判決のあつた明治十五年（一八八二）五月十八日から、五カ月後の同年十月、西分村役所に井下村々の代表の会があつたと「細川義昌日記」は伝える。同日記によれば、同年十一月五日また

吉良、新階、儀七、安並、山脇等と下の村へ会し、井筋上告事件の示談をなさんことを約せしに付き行く。安並、山脇来ら

ず。儀七、新階と吉良に会し示談を遂げ、吉良より酒を出し、夜に入り藤本へ立寄り帰る。

これらの面々こそ、訴訟事件の中心人物であり、県会議員を勤めた者も多く、当時の民権運動推進者もある。それはさておき、県の方としても、判決もありそれに対応しなければならない。翌十六年（一八八三）一月二十五日には、「土木官吏検査に来るに付き、立会いの為め新川迄行きし処、官吏来らざるに付き空しく帰る」と同日記は云う。なお新しい組合結成もさることながら、借り入れた訴訟費用も支払わなければならない。翌十七年（一八八四）二月十三日日記に、「島田糺同行、新階武雄へ行く、例の寄付金の為め及び井堰訴訟の件等也」とはその処理ではなかろうか。訴訟費用は結局地主が負担する。結着の付いたのは實に明治二十年（一八八七）五月のことであった。「細川義昌日記」に、秋山村の場合、立替えた蓼原楠之真に年利「六歩余則六拾ヶ月に四円を加え」て支払う。他の村々も同様の経過であろう。

一方水利土功会の結成は難航する。もつとも裁判當時も井下会はあった。おそらくこれは、近世以来の伝統に大体従つたものと思われるが、もちろんこれが裁判を支えた組織である。この井下会再編成の開始は、「細川義昌日記」によれば、明治十七年（一八八四）三月二十九日で、「西分村役所に於て井組規則修正會有り行く」である。ついで同年三月六日には、「西分村役所にて井筋連合会規則討議す」となつたが、結成は容易に進まない。おくれて明治十九年（一八八六）五月二十一日細川義昌方に、「井組規約草稿起草の為め島田、吉良來り会し」となる。ついで彼等幹部によって、翌月の六月三日、十五日、十七日と規約草案が起草審議されたが、さらに十月に決定は持ち越され、結局十一月十二日

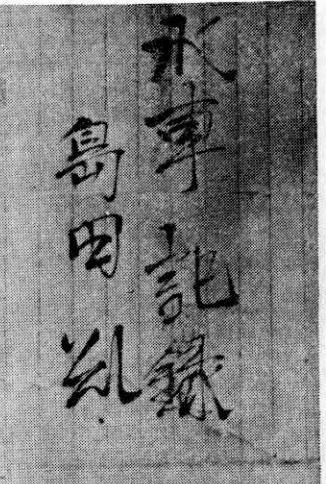
本日規約会各村より式名允秋山村長役所へ会す、自分も出席會議す。

として決定をみる。秋山村については同月十六日「規約事件等に付き地主會有り」として、秋山村の同意が得ら

**旧慣打破** 戸長制のもとで進められ近代化は、五箇条の御誓文にある「旧来の陋習」を打破することを目的にしたもので、近代的合理主義を推進したものである。廢仏毀釈にもその一面にこの点がないとは云えないが、ここで取り上げるのは、より直接に迷信、陋習とされた旧慣の打破を狙ったものである。主として明治六十九年（一八七三—一七六）にかけて、県より発令されたと「高知県史料」は伝える。いま簡単な年表として次頁にこれを示そう。

## 文明開化

なお「細川義昌日記」明治二十年（一八八七）六月十六日には「弘岡外輪堤防水利土功会郡役所に開く」とある。当時すでに後のように、用水路と堤防とで管理機構を別にしていったのであろうか。両者一体と考えて上述してきただが、今は史料の徵すべきものがないので疑問としておこう。また同じ時点で、甲殿港の問題も論議を呼び、同年五月二十六日、伊野郡役所あるいは県庁に義昌らは陳情している。六月二十一日には郡長及び県吏員に島田糺、新開武雄、吉良順吉、安並正原、細川義昌らが甲殿港に会合し、仁淀川洪水によって被害を受けた甲殿港の掘り浚いを協議する。ここにも「甲殿港掘浚同堤防修築土功会」が設置されたが、工事の費用は地主負担であったので、容易な納得がえられず、七月十一日には、郡長が説得のため西分村に来たが成功しなかつたようである。ついに納得がえられたのは同月二十二日であったという。甲殿港口に滯水すれば、新川川沿いの低地水田は大被害を受ける。しかしながら工事はしばしば大なる出費を伴なう。地主の負担にも限界があつたはずである。なおこの問題は今日も未解決である。



(春野町役場蔵)「水車記録」

れる。十九年（一八八六）の大洪水の教訓が、判決後もなお結着の容易に付かなかつた組合結成を、最終的に促進したものである。もちろん水利土工会の規約は、県庁の了解承認が必要である。同年十二月七日義昌らは、「県庁へ行き光盛え土功会の儀に付き引き合い」を遂げている。ついに明治二十年（一八八七）一月二十六日、「伊野郡役所にて水利土工会開会に付き行く」にこぎ付けたが、同日記には

土功会議員一番辻友政、二番三井彦吉、三番吉川演、四番安並正原、五番島田糺、六番細川義昌、七番井沢沼田、八番新階武雄、九番吉良順吉

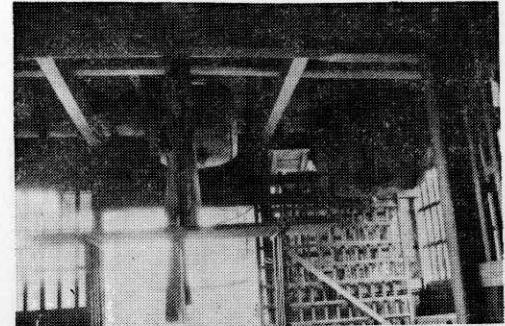
となつた。訴訟以来十年に近い苦心の結果である。土功会の結成完了とともにその活動も活発である。仁淀川洪水の災害復旧も急がれる。同月二十九日には、「土功会区域内各村惣代西分村戸長役所に集合、此の度の工事受負を出願することに決し、その他工事の件を相談」する。堤防、用水の復旧工事開始である。

こうして成立した水利会の規約等は、現存しないが、土地改良区事務所蔵の「管理沿革」に、「組合に常設の井筋係一名を置き、主として配水の事務を掌理せしむ。其の職責の如きは慣例なるものを除く外は事大小となく惣代の協議決を待つに非ざれば許さざる事とし、又一面に於ては組合村方に惣代なる者を設け、惣代の協議決を以て万般の事務を処理し来れり」によって大綱を知ることができる。近世の慣行が民権運動の高まりの中で、見事に近代的―合理的転化をとげ、嚴重な合議制によつて運営される。以上のことはいつまでも記憶されるべき歴史であろう。

なお「細川義昌日記」明治二十年（一八八七）六月十六日には「弘岡外輪堤防水利土功会郡役所に開く」とある。

当時すでに後のように、用水路と堤防とで管理機構を別にしていたのであろうか。両者一体と考えて上述してき

たが、今は史料の徵すべきものがないので疑問としておこう。また同じ時点で、甲殿港の問題も論議を呼び、同年五月二十六日、伊野郡役所あるいは県庁に義昌らは陳情している。六月二十一日には郡長及び県吏員に島田糺、新開武雄、吉良順吉、安並正原、細川義昌らが甲殿港に会合し、仁淀川洪水によって被害を受けた甲殿港の掘り浚いを協議する。ここにも「甲殿港掘浚同堤防修築土功会」が設置されたが、工事の費用は地主負担であつたので、容易な納得がえられず、七月十一日には、郡長が説得のため西分村に来たが成功しなかつたようである。ついに納得がえられたのは同月二十二日であったという。甲殿港口に滯水すれば、新川川沿いの低地水田は大被害を受ける。しかしながら工事はしばしば大なる出費を伴なう。地主の負担にも限界があつたはずである。なおこの問題は今日も未解決である。



(西諸木若一王子宮)

明治六年	弓祈禱、闘犬禁止
同七年	蝗送りの弊風禁止
同八年	神祭の花鉾行列を制限
同九年	女房かたぎ禁止
同十年	祭礼の花台禁止
同花台を再禁止	

右の女房かたぎに付いては、禁止理由として「少年血氣の者良家の子女を掠奪し」と述べている。当時の革新に負った為政者の態度が読み取られる。その他の禁止項目も当然と思われないこともないが、神社の祭礼、農村の年中行事は、こうした禁令のもとで急速に衰えていったものもあったと思われる。たしかに血氣にはやる若者らの祭礼行列には、「行人の妨害並びに家屋等へ相触」れ傷める等弊害もないとは云えないが、おそらく施政当局には「無益の失費」と考えられ、引いては納税にも悪影響と判断されたのではあるまい。とにかく現在でも伝えられた祭礼の芸能には、こうした制限、禁止にも拘わらず、伝統を守つたいわば頑固な人びとのあつたことを示すものである。「細川義昌日記」には、明治十四年（一八八二）三月一日付で、近所の

常右衛門二男善次西分村□□娘を女房に担ぎし由、右娘は茂平仲媒にて東諸木へ約束になり、本日生ぐさ食いの筈、多分引きもつれるであろう。

と述べ、さらに同月十五日には、この問題が解決したと記している。女房かたぎもなかなか止まないものであつ

た。青年教育の必要はやがて問題になってくる。

**文明開化** 洋風生活の伝来については、「高知県史料」に明治十年（一八七七）四月の、「屠牛営業取締規則」があり、当時「牛肉は滋養物の一にして」と肉食が讃美され、新しい時代の到来を告げている。「細川義昌日記」によれば、明治十四年（一八八二）九月一日、義昌は高知「京町三階楼にて牛肉にて支度し新聞屋へ行く」と新い所を見せる。同日記同年の五月二十四日には、「吉良順吉と鈴木徳成へ行き、洋酒リキウにて馳走に逢ふ」と喜んでいる。このほか同日記明治十七年（一八八四）一月二十九日には、高知の「写真屋今井に行き写映す」と写真をとり、また翌年には県令から洋食の馳走になっている。そのほか、この頃義昌は時計を買い求めたり、あるいはパンを食している。しかしながら日本の文明開化が、東京日本橋の文明開化であり、また役人のそれであつたように、当時の高知県の文明開化は、高知町のまた地方では一部の地主層のものであつたと思われる。したがって「高知県史料」に、県が区戸長に宛て明治八年（一八七五）「人民なお大陰曆を襲ひ、其の正月を祝する等の举动これなき様説諭すべき旨」を達したことも、ほとんど全く効果はなかつたようである。そうしたなかで同十年（一八七七）九月、西南戦争のため汽船の交通が杜絶に頻した時、「日常必需の米穀、布帛、燈油の類」が大欠乏したというのである。燈油はおそらく石油であつて、石油ランプは急速に普及を見たのであろうか。もっともこれも高知町を中心としたものと思われる。

長い間の生活伝統の変りにくいのに對し、交通、通信等外的条件の整備には早いものもある。明治五年（一八七二）駅通法が実施され、「諸官員旅行の節旅籠、人足共賃払い」となり、そのため役所では「地の遠近、滞留の日数により旅籠料、人足賃」の仮り渡しをする。ここで近世の村送制には終止符が打たれ、長い間の負担であった夫役は廃止である。弘岡中ノ村の番所廃止もこの時点であろう。高知より松尾坂までの駅場から同所は除外

され、駅場は「朝倉駅より高岡駅まで」「高知県史料」と規定される。駅逓一駅場が同年郵便取扱所に改編され、近代郵便制度が整備されるが、もとの番所に近い弘岡上ノ村の板橋に、弘岡郵便取扱所が設置されたのは、明治

十七年（一八八四）五月、高森為三郎によるものであったという。同二十四年（一八九一）四月森山村新川に移転し、改めて三好吉兵衛によって経営されたのが、長く親しまれた春野局の前身新川郵便局であるが、その移転の理由はわからない。都市的な新川に利用者が多かつたからであろうか。

県が区長に指令して、道路管理の徹底を命じたのは、明治八年（一八七四）で、「高知県史料」によれば「古法に基き明細相改め、五間或は拾間を隔て挟み杭を打ち、人馬往来差支え」の無いようせよと言ふ。古法に基きとはまだ新しい時代の到来とも思われないが、「細川義昌日記」明治十八年（一八八五）に、「高岡道路修繕の件取調べ」とあって、修繕材料に砂利が登場する。また同年三月一日の日記に「砲薬割」として、火薬でもつて石材を割り取ることあげている。これらが、砂利と赤土とを交互に敷き固める新しいマカダム式道路建設の条件として、四国新道開発を政治的日程に登らせたものである。

さて「高知県史料」によれば、早くも明治四年（一八七二）、県は人力車の製法及び所有心得方を布達しているのであって、明治初年から、人力車は文明開化の先頭を切って紹介輸入されている。当時の人力車が、どのようなものであつたかは明らかでないが、三人乗、二人乗、一人乗と大中小三種あつたらしく、近世の駕に代つて人びとに愛用される。もっとも多くは病人、あるいは婦人等または地主層であつた。「細川義昌日記」には、明治十七年（一八八四）三月三十日高知に出た義昌が、長浜から「船にて菜園場に着、人力車にて田所に行く」とある。また同年六月四日、義昌は荒倉峠を越え「海老が橋通り同所より腕車を雇い」と、高知に出るに人力車を利用する。このように、明治十代より人力車は高知に行なわれたが、春野地方は二十年代荒倉峠の改修成功か

らである。農村の日雇い層の屈強な青壯年の新しい職業であった。

こうして道路改修は、新時代の到来を告げるものであり、ついに明治十九年（一八八六）一月県令田辺良顯は、四国山脈横断のいわゆる四国新道建設を開始するが、前年の県会では、自由派は激しく反対し、春野地方より選出された細川義昌、吉良順吉、島田糺も反対派であった。反対は敗れ新道工事は進められるが、義昌ら反対の理由は、県令と自由派の激しい対立の中で、当時の不況から時期的に不適当としたのであつた。反対した義昌自身、道路開通によつて「自然知識の門戸」「細川義昌日記」となるとその利益は認めていた。

**医療の近代化** 高知藩が明治三年（一八七〇）長岡郡吸江村（高知市）に、高知藩病院を設置したことは、医療近代化の発端である。また同年、藩は医学生に西洋医術を学ばせる方針を打ち出す。これらの方針は曲折しながらも発展し、県営の病院は医療、医学教育、医師免許試験を受け持ち、医療制度は十年代おおいに前進する。これら近代的医療が、真先きに取り組んだのは急性伝染病の予防と撲滅であったが、もちろんその成功は容易でなく、明治後半にいたつて、ようやく成果の見るべきものが現われる。

まず痘瘡病についてみよう。幕末種痘が紹介され、痘瘡の慘禍を軽減したことは注意され、明治になつても種痘の徹底が図られる。「高知県史料」によれば、明治十一年（一八七八）二月県は、「種痘仮規則」を布達し、三月より一般に実施することを明らかにし、接種料五錢とする。この時点から急速に一般化したようである。また同年の「高知県女子師範学校規則」には、種痘済みまたは天然痘済みの者でなければ入学を許可しないとする。

「細川義昌日記」には、明治十四年（一八八一）東諸木村の医師弘井秀清が義昌宅に来て、妻の千鶴、娘の津留が種痘を受けたとある。まだ法律による一斉的なものではないようである。同日記には明治十九年（一八八六）四月十三日には、「今迄下秋山にて天然痘二十名病み、式名死亡、内天然痘仕返し毫人」と大流行を伝えている。明治

十一年（一八七八）布達の郡長の職務要項によれば、伝染病—悪疫の予防は重視され、郡長は戸長あるいは警察官に令して、伝染病には届け出でを励行、また防疫のための消毒を強制する。「細川義昌日記」明治十九年（一八八六）十一月によれば、義昌は赤痢を病む。主治医は「今日の下痢物断然赤痢。徵候ありと認め、戸長役場へ届出」である。同月十二日に医師は「快氣届」を提出して全快である。同日記には、この年コレラの大流行があった。七月二十九日の記事に

虎病塚地、新居、森山、下ノ村、伊野、枝川、長浜、御畠瀬、仁井田各村、高知上下諸町に伝派す。

とあり、翌月の九日の記事には

岡本済信の不幸。話しが聞く、初め母コレラに罹り、医師知らず病死す。葬儀の夜妻伝染を受け翌日病死す、続て長女病死、終に長子病死す。

目も当てられぬ惨状の例である。岡本済信とはたぶん義昌の近くの者か、知人であつただろう。春野地方もこの年コレラの大流行に恐怖したものである。防疫への努力を嘲けるような、悪疫の流行に敢然立ち向つた東諸木村医師高橋亀猪のほか、村役場吏員、警察官の犠牲的な行動は、今は伝えられるものもほとんどないが、医療の近代化の礎石となつたものとして、忘れてはならないであろう。

### 殖産興業

農業 政府の殖産興業政策が高知県に浸透してくるのは、明治十年（一八七七）頃であった。農業については、養蚕と果樹栽培が近代化の先頭に立つようである。県庁の組織についてみれば、明治十一年（一八七八）の「高知県庁規程」「高知県史料」に、勧業課があり、そのなかに勧農係が置かれ、種芸、生糸蚕卵紙、牧畜、土地開拓等を分担する。各村々に勧業係の置かれたのは同十九年（一八八五）ごろのようである。この頃からまた国内各地に博覧会、共進会が開催され、県は係を通じて出品の勧誘をする。かなりの刺激を生産者に与えたことであろう。「細川義昌日記」明治十四年（一八八一）四月二十九日には、「叔父と物産集所へ行き見物」とあって、高知には物産陳列所—勧工場が設けられている。一連の政策の進展である。ただ農業の中核である米作については、近世の伝統を超えるべき施策はなく、幕末期と同様な形で品種も赤ぼうず、千本、はげ赤、白与州等が作られる。しいて言えば白ぼうずが出てくる程度である「山脇家文書」。米作の画期は後述の明治二十年（一八八七）代からであった。

養蚕業の発達の画期となつたのは、明治十年（一八七七）三月、高知県が県の試験所での蚕種製造を政府から許可されたことである「高知県史料」。前々年に政府は蚕種製造組合条例を布達し、これの励行を求めたのに対し、高知県は組合を組織して蚕種製造に当つているものは無かつたので、県の授産係での製造を願い出で許可されたもので、明治七年（一八七四）授産係は長野県より蚕種を移入していたものである「高知県史近代編」。「細川義昌日記」明治二十年（一八八七）七月十六日には、「本日夏蚕を飼いし大出来、八つ時より晩数馬母を雇い桑をこく」と養蚕等の発達を伝える。その日から五日目の四月二十一日には、「貢大工來りふきわくを造り仕舞う」とあって、糸取りの用具のふきを大工に製造させている。まだ繭で売る形でなく、また人を雇うての地主—富農層の養蚕はあるが、明治後半期の情勢はすでに波打っている。なお同日記によれば明治十八年（一八八五）県会でも桑園費—補助金—が大いに論ぜられている。



元是れ柑と異なる 欧州食葉の王

製紙 春野町の製紙は完全に昔語りとなつたが、弘岡上の行当、八幡には、大正期まで相当の手漉製紙があつた中島林造氏より聽込。大正の養蚕全盛期にやまつたものである。こうした弘岡上の伝統は藩政時代に遡る。

したがつて明治前期の殖産興業に奮起して、製紙業の先達となるものがでるものも自然である。山脇権次（一八二八—一九一）、中内丈太郎（一八五八—一九二三）父子がそれである。

これよりさき廢藩置県とともに、一時紙の統制は完全に解かれ、激しい自由競争に任かされたが、その結果は粗悪な製品が抄出され、土佐紙の声価はおおいに損じられる。県はこの情勢を見て、改めて紙業統制に乗り出し、その製品の向上を図る。明治九年（一八七六）八月布達の、「製紙取締規則」「高知県史料」である。その目的

は「殖産の真理を尽さしめ、製作の精粗を改め、従来の弊害を矯正して、製造売買共眞実の取扱いに帰せしめ」ことであつて、製造人、販売人とも鑑札と名印を受け、名印の無い品は販売を禁止する。こうした上からの統制が、やがて自主的な土佐紙業組合となる。時しも政府の殖産興業政策の一環として紙業の挺子入れが行なわれる。元海援隊士で、後ドイツの紙業を学んだ山崎喜都真（高知市池）の來県指導であり、在地の鬼才吉井

た。「辻家文書」に、左の詩がある。書き下にして示そう。

地球以て譬うべし 七色橙黃有り  
元是れ柑と異なる 欧州食葉の王

唐蜜柑即ち甜橙の詠

明治十七年六月 東陽田芳書

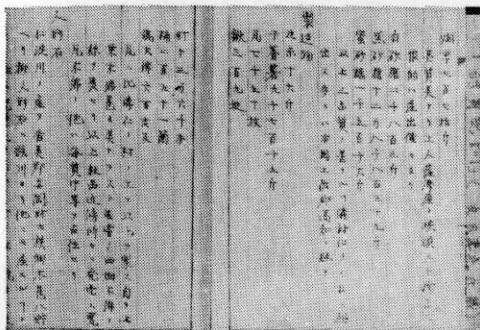
また他の別人の詩には「辻君新たに小圃を開き柑三百餘株を栽し」原漢文とある。友政は前述嘉永二年（一八四九）の大洪水に、父儀之助の代役として奔走した西分庄屋代辻金馬であるが、「東陽田芳」とは、元老院議官、貴族院議員となつた田中芳男で、植物学、水産学の権威として、大日本山林会長、大日本農会の顧問等となつた。<sup>(9)</sup> 詩の意味から、田中芳男も友政の柑橘栽培を賞讃したものである。おそらく殖産興業激励のため高知県を訪れた田中芳男は、友政の邸に招かれてこの詩を書いたものと思われる。殖産興業の波は、こうしてまた春野地方の地主層を訪れる。いまは辻家も西分を去り、当時のみかん畑も不明となつたが、時代の一つのエピソードである。なお余談であるが、田中芳男の来高に刺激された当時の一青年が、その後發奮して植物学を専攻して牧野富太郎博士となる。

「細川義昌日記」には、明治二十年（一八八七）三月二十二日に、「自分正午より安並正原方に農正会<sup>(政力)</sup>有る趣き

## 他種以て譬へても有橙黃元

田中芳寿美氏書  
(上田)

覺として、紅みかんを栽培して計二千七百個を収穫する。これらのみかんは売る目的であった。また紅みかんのほかに地みかん、さらに温州もある。西分村辻友政（一八三一—一九六）もみかんに熱心であつ



「西村畠（春野町役場蔵）」

以上の経歴からみれば、有名な吉井源太に劣るものではないが、現在その名はほとんど埋もれている。これは弘岡上の紙業が衰えたからであつて、その経歷にも丈太郎が伊野町、高知市方面の製紙家と提携して經營を發展させていることがわかる。まことにたいせつなのは後継者である。なお西分出身岩本仙吾（一八七一—一九四四）は土佐紙業組合頭取六期にわたり、紙業界の功労者であった。

さて荒倉神社所蔵の額に、明治十五年（一八八二）豪農深瀬家の奉納したものがある前出。前々年同家で井戸掘り中穴が崩れたが、幸いに死人がなかつたことを神に感謝したものである。絵中の同家の主家は草葺き庇瓦葺きで、柱子、梁、柱頭等は木彫りで、結構な造りである。

源太の活動と相俟つて、明治二十年（一八八七）頃より土佐紙の全国征覇への道が開始される。山脇権次父子の活動もまた、この時代の趨勢に敏感かつ強力に反応したものである。西沢弘順氏御教示の「中内丈太郎履歴」「土佐史料三三六」によれば、丈太郎は左表のような業績をあげている。整理して一覧表としたものである。

年 次	年令（歳）	業 績
明治一三年	二四	実父山脇権次名義で自家製紙業開始。
"一五"	二六	苛性曹達をもつて原料三種皮を処理する。
"一六	二七	吾川郡伊野村（町）上田重三郎の注文を機に、濾行を改良する。
"一七"	二八	クロールカルキをもつて原料雁皮を処理する、乾燥機の発明、大阪輸出のため同業者に呼び掛け精良組結成。
"一八"	二九	稻藁を苛性曹達によって処理して原料とする。
"一〇"	三一	外國商人と取引を開始、戸長橋本彦彌と協力合資会社精々社を創立する、東京紙商服部商店員刀根喜太郎を介し、樹脂加工紙を開発する。
"二三"	三四	典具帖紙改良、以後神谷村（伊野町）尾崎源弥を通じて同地に拡がる。
"二五"	三六	精々社再興弘岡製紙合資会社設立。

"二六"	三七	陸地測量部地図用紙抄造。
"二七"	三八	日清戦争に防寒用紙製軍衣抄造。
"二八"	三九	ウツド・パルプの原料化。
"三〇"	四一	コッピー紙輸出開始。
"三三"	四四	原料としてストローリ・パルプ輸入。

ある。しかしながら地主層には漸次主家も瓦とする者がいる。「細川義昌日

記」明治十九年（一八九六）には、「西畠より凡そ瓦三百枚附け來り受け取る」とある。當時義昌は弟義徳の新宅を建築中であった。また翌二十年（一八九七）八月十六日の同日記には、「西畠津野圭八郎へ瓦詮儀に行く」ともある。有名な仁ノ、西畠の瓦の全盛は大正頃であるが、社会の発展のなかでの需要の増大がその契機である。殖産興業の一つの現われである。

## 国民教育制の創設

**学制** 何事にも積極的な高知県では、学制発布前の明治四年（一八七一）八月、小学校の設立を県下に呼びかけ、校舎には寺院を利用し、教科は問読、習字、数学の三科を置くようにと言うのである。従来の寺子屋教育の拡大強化を目指したものであるが、これが学制を支える条件として活かされる。

明治政府の学制発布をうけて、高知県にも明治六年（一八七三）六月より、小学校の設立が政治の日程に上ってくる。まず県下を中学区と小学区に区分し、吾川郡と高岡郡（一部）は第四十五番中学区となり、この中に二百二十小学区が置かれる。小学区はほとんど近世村落の規模であって、かつての村の団結には、近代となつても新たな役割が課せられる。

春野地方には、かくて明治七年（一八七四）にかけて、ほとんど一斉に小学校は設置され、村に不学の家がなく、家に不学の人がないことを狙った国民教育は開始される。もともと弘岡下ノ村では最初根木谷、東堀池、西堀池と三カ所で小学校が出発する等、それぞれの詳細については多少の差違があったが、明治十三年（一八八〇）には、左表のように小学校は出揃っている。

		校名	児童数	校名	児童数	校名	児童数
弘	岡上	八八	西	畠	五六	西	分
同	中	八九	仁	ノ	六五	芳	五二
櫛		一〇	秋	山	六九	原	六四
森	山	五三	甲	殿	三一	東	諸木
		八二	西	諸木	一八	戸	八一
						内	六五
						ノ	三〇
						谷	

〔高知県史料〕

右の表は政府の補助金を割り当てるため調査したもので、當時児童一人当たり五銭の補助があった。県は、明治九年（一八七六）小学校教育費—維持費—を十万五千円と見積り、内三分の一を補助し、後三分の一弱を地租に、残り三分の一を家別に割り付けることを考えていたが「高知県史料」、児童数の増大—教員の増加等村の財政を圧迫することが多く、したがって父兄より授業料を月額五十銭徴収することが一般的であった。当初勉強することはその身の為めという自由主義的な発想で出発したので、父兄の負担はある程度当然とも考えられた。このため就学率は容易に高まらなかったのであって、明治十九年（一八八六）の高知県の統計—「土陽新聞」には、

種別	事項	就学率	不就学率
男	子	七〇・四六	二九・五四
女	子	三七・七六	六二・三四

男女の差も大である。全体として国民教育の整備未だしである。

當時の父兄は多くの子女を抱えて労働に明け暮れたので、早くより子供に家事の手伝いをさせる。とくに女子

にその傾向が強く、就学率は低い。この傾向は明治後半期までも続く。村民の負担も前述のように少なくなかつたが、そうした中で、学校を建築して教育を軌道に載せたことは見事といふほかない。明治九年（一八七六）の西畠小学校建築の記録がある「春野町役場所蔵」。建物は左のよう

## 一金式拾八円也

但長浜より運賃請負の分渡し済、

とあるように、長浜（高知市）にあった旧藩の米蔵を無償で払い下げられたものである。建築費は合計百二十五円であったが、苦心の結晶である。ことに注意されるのは、早くも別に教員住宅建築に十八円余を支出していることである。おおいに教師に期待したことを見せるものである。

学制に困難したのは新しい教師のないことでもあった。陶冶学舎—師範学校—が開校したのは明治七年（一八七四）からである。そのため、東諸木の「広井玄清先生墓」の墓碑銘の一節に、「学制頒布に際しては家塾を以て学校に充て、休明小学校と称し三等助教と為る」原漢文とあるように、もとの私塾、寺子屋が一先ず小学校に改編され、寺子屋師匠が教師に採用される。やがて明治十年（一八七七）頃より、師範学校の卒業生、あるいは伝習所で、約三カ月の速成で再教育され新しい教授法を学んだ教師も現場に現われる。資格によって訓導、准訓導、授業生、同心得に分かれたが、もちろん県下の訓導の数は明治十九年（一八八六）になっても少ない。

種別	事項	男	女
訓導（准訓導含む）		三三八	一三
授業生		七四一	五四
			五四

〔土陽新聞〕

とくに女子教員の少ないので右表でわかるが、「細川義昌日記」には、明治十七年（一八八四）二月十八日「女教師引取りに付勤めに来る」とあって、新しい教育にふさわしく女先生が勤務するようになる。もつとも教師の資格のみを重視することには問題がある。その熱意と見識は資格を超える。前述広井玄清の碑は「門人二百余人これを建つ」とあり、多くの教えを受けた人たちの感謝を示すものである。

**ゆ々小学校** 文部省と県は上から指導に勤め、当初副区長が学区取締りとして、また郡役所設置後は郡長が各村戸長を指導して、学制の実施に尽くしたこともあり、明治十年（一八七七）代ようやく軌道に乗ったが、この点について、教科書もしだいに手に入るようになつたことも関係がある。「深瀬家文書」、「吉良孝之氏所蔵文書」には、「文部省編纂、地理初步、全、明治七年五月」「文部省新刊小学掛図、博物教授法、明治九年八月新刻」「修身児訓明治十四年出版」等があり、教師はこれを使って勉強したことと思われる。県もまた明治十一年（一八七八）より教育制度の整備を進め、年二回の定期試験によって児童の進級を行ない、あるいは教科課程を定め、上等小学校、下等小学各四年をさらに各八級に分け、試験によって八級より一級に進んで卒業である。卒業生は僅少であったと思われるが、就学率向上のためには、奨励試験によつて表彰する処置もとつてている。明治十八年（一八八五）十一月の奨励試験には、春野地方から百四人の受験生があつたが、これは吾川郡全体の約三分の一強であり、内その半分は西分村と芳原村であった。多くの成績優秀者も出ている。

こうした時代を背景にして、秋山村では、明治十七年（一八八四）一月八日小学校の校名をゆ々小学校と改め、村委会の決議によつて、

## 修身児訓卷之一 龜谷行編

### 第一章 孝弟

○能く父母子事ふゝ之戒懲と謂ふ  
○能く兄弟子事ふゝ之戒懲と

〔修身児訓〕（吉良孝之氏蔵）

明治十七年（一八八四）

詳細な学則を定めている「郷土地歴」。割愛に忍びないが、今日的意義のある項を左に示して、国民教育の原点を理解する参考としよう。

#### 生徒心得

- 一 每朝早起昇校の準備を為すべきこと。
- 一 昇校前散校後と雖ども、必ず父母の膝下に至り安否を伺候すべきこと。
- 一 第一品行を正しくし軽薄に陥るべからず。
- 一 幼を愛し長を敬し苟も傲慢心生すべからず。
- 一 教員の訓戒は常に服膺すべからず。
- 一 散校の節農作等を害すべからず。
- 一 衣服は全く美麗を要せずと雖とも能く清潔にすべきこと。
- 一 喧嘩口論等を為すべからず。
- 一 長老に対しても敬礼すべきこと。
- 一 散校の後も閑暇には必ず復読すべきこと。
- 一 父母に対するは顔色を温にし苟も其の意に逆うべからず。
- 一 人家の花枝を折り果実を摘取りし、且瓦石を擲つ等の悪戯を為すべからず。
- 一 誰人を論ぜず罵詈嘲弄すべからず。
- 一 悪友を遠ざけ善友と交るべきこと。

簡明な教訓には現時点でも意義のあることが多く、国民教育は寺子屋——「寺子教訓書」「野本家文書」——の伝統の上に定着しようとする。ところで同校の学則には、左の

#### 教員心得

- 一 凡そ教員たる者は授業のみに非ず、能く父母に代って生徒の性質品行に注意すべきこと。
- 一 生徒を教ふるには親切懇切にして、怠惰の氣を生すべからず。
- 一 教員たるものは授業時間外と雖とも節婦孝子の事迹を談話し、生徒の良心を感發すべし。
- 一 授業に方っては容貌嚴肅にして、生徒をして畏敬の心を失はざらしむべし。
- 一 生徒問ふことあらば能く思慮して曖昧の答をなすべからず。
- 一 教員の品行は勉めて沈着方正なるを要す、若し其の行い軽薄にして外人の侮慢を受くるときは、生徒亦訓誡を用ひざるに至る篤く注意すべし。
- 一 授業上男女区分し、男は温良にして剛毅に女は婉柔にして真正ならしむるに注意すべし。
- 一 生徒遊歩の際はこれを保護監督し危険のことを為さしむべからず。
- 一 教場を清潔にし空気の流通を善くし、生徒の健康を助くるに注意すべし。
- 一 生徒を教育するには倦怠心を生ぜしむべからず。

村委会で教員心得を決定したことは、現在では多少理解しがたいが、当時教員の任免はほとんどすべて戸長と村委会に握られていた結果である。学校令施行後とくに郡制実施後郡視学が設置され、教員は官僚的機構によって監督を受けるようになる。もつともそれとは別に右の教員心得には、問題もあるが、教員に対する父兄、村民の期待——信頼が強く示される。これも教育の原点ではなかろうか。

弘岡高等小学校設立 学制の実施はほとんど村民、父兄の負担によつたが、その監督指導は政府——文部省、県、郡の系列で進められることが多かつたので、しばしば自由民権運動との間に対立を生じたこともあつた。その点について「土陽新聞」所収明治十八年（一八八五）六月十七日には、甲殿の例をあげる。同地では明治五年

## 廢仏毀釈

明治維新を推進した人びとの思想には、国学の影響がきわめて強く、したがって神道の興隆は維新

## 廃仏毀釈とキリスト教

所轄区域内に一一二校の高等小学の設置を指導する。同二十年（一八八七）六月二十五日の「細川義昌日記」には、

早朝川嶋以造と郡役所に行く、以造は高等小学補助の儀に付き連合村委会に出頭す。郡長に引き合い再度協議会を開くことに示談し、糸、順吉とも示談し、帰路正原、重雅へ立ち寄り帰る。

と高等小学設立問題は活気を帶びている。翌七月の二十六日には、計画も煮つまり「高等小学寄付金周旋人の会森山小学校に有り行く」となる。学制発布當時と同様、学校建設は地元の負担で進められる。やがて村別の話し合いも進む。諸事凡帳面で熱心な細川義昌は、九月十三日「高等小学寄付の儀に付き、以造方へ集合し、取り懸りを以て屋より馬藏と大谷、的場、関迄応募に廻る」となる。吾川郡に設立をみたものは、第一、第二、第三の三校であつて、内第二高等小学は、すなわち吾南八力村連合の弘岡高等小学校で弘岡下ノ村高新畑に建設されたものである。明治二十一年（一八八八）八月という。「野本家文書」には、県知事時任為基の野本亀次郎宛建築費寄付の受領証があり、「寄特に候事」と知事は云う。時代めいた言語であるがその意義は大きい。多くの人材はこの学窓に育つ。地主層がその収入の一部を公共に捧げた一つの貴重な事例である。なお芳原、諸木方面は同様にして長浜高等小学校設置に参加後、分離して諸木高等小学校となり、さらに諸木尋常高等小学校となる。明治四十二年（一九〇九）であった。

高知縣吾川郡甲殿村  
野本亀次郎  
明治廿年吾川郡第ニ  
高等小學校建築費  
シテ金屬等々寄附候段  
寄特・候事  
明治廿一年二月廿日  
島根知事從臣熟ミ等時は鳥基  
弘岡高小建築寄付領收書（野本芳材氏蔵）

（一八七二）すでに有志によつて嚴泉學舎が設立されたが、同八年（一八七五）これが公立の小学校に切り替えられる。ところが同地は自由民権運動家島田糺の出身地である。公立学校を廢止し、明治十六年（一八八三）九月自由教育を望み、甲殿讀書会という私立学校とする。その後二年で現在また公立復帰を考慮中というのである。同新聞によれば明治十五年（一八八二）一月、県は各郡町村に教育会開設の動きのあることを取り上げ、これを学制定着の方に向に汲い上げようとして、また同十七年（一八八四）には高知教育談会が生まれ、全県的な動きを示している。上からの指導には限界があり、下からの動きを活かすことは重要であろう。「細川義昌日記」には、すでに明治十四年（一八八一）八月二十一日、

吾川郡自由教育会西分学校に有り行く、修正委員及び懇親会发起人惣代に撰挙さる。

かなり政治色の強いもののようにあるが、この月八日には「吾川郡教育会秋山学校に有り行く、仮議長を勤む」ともある。教育に対する村民の要求の盛り上りである。これらが、やがて組織立った県、郡の教育会として活動するのは、明治二十年（一八八七）代以後である。

明治十九年（一八八六）文部大臣森有礼によつて、画期的な学校令が発令施行され、国民教育は国家主義の色を濃くして強力に進められる。下等小学は、尋常小学と改められて義務教育課程となり、各小学は、いずれもこの時点で校名を何村何某尋常小学校と改める。したがつて高等小学校新設が問題となる。「土陽新聞」によれば、明治十九年（一八八六）二月に、県は一戸長の所轄区域を一学区として、これに尋常小学校を一校、一郡長

後の宗教界の大勢であった。そのため平安時代以来神道と強く結び付き、両者の間にほとんど無差別といえる祭祀、信仰の行なわれたものが、いまや截然と神仏取り分けが行なわれる。いわゆる神仏分離令であって、明治元年（一八六八）に政府より出されたものである。これによつて從来諸社にあつた別当は廃止され、また諸社の神宝は子細に点検されて、鰐口は鏡、鈴に取り替えられ、神像等にも仏像にまぎらわしいものは廃棄される。「春秋自記帳」には、秋山村星神社の神像を点検調査した記事があり、この時点の動きを示すものである。

神仏分離令が、ただちに廃仏毀釈となるべきものではなかつたが、幕末以来すでに僧侶に対する批判の強かつた土佐では、以後激しい廃仏毀釈の運動が、神職を中心進められ、名ある大寺あるいは貴重な文化財の退転亡失したものが少くない。春野地方の場合にも、内谷村に久しく栄えた池寺が没落する。楠瀬弥一氏の住宅東方の小丘上の小祠には、安政三年（一八五六）の棟札があり、「尊再興文珠尊宮殿」とある。この文珠堂再建の僧は「池寺住榮祥」であったが、いまは池寺も文珠堂も滅び、ただ棟札だけがわずかにこの小祠に残るだけである。また同地の西光寺も同じ運命を辿つてゐる。

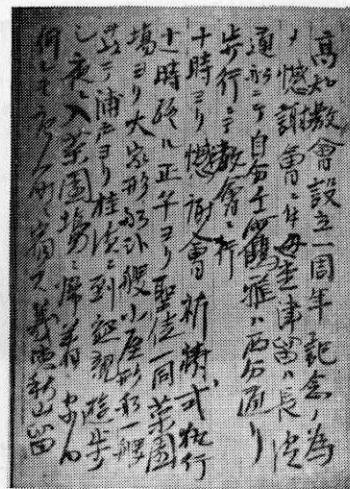
弘岡上の行當には、仁淀川を見おろす小丘の突端に阿弥陀堂がある。この堂の由來は棟札に

此度十輪寺神葬係に相成り、寺地御召上げに付き、阿弥陀尊堂床合祭に相成り、右十輪寺末寺地藏尊の御堂を以て、阿弥陀尊合祭、明治四辛未九月九日修造出来、入仏供養仕り候（下略）。<sup>(12)</sup>

十輪寺は八幡宮の神宮寺として「長宗我部地檢帳」にも出でてゐる。しかもついに、右に示すように「寺地御召上げ」られて廃寺となる。本尊の阿弥陀仏が地藏尊と合祭されて現時にいたつたものである。注意されるのは右の「神葬係」であつて、仏教による葬式が神式に切り換えられ、多くの僧侶は還俗されて神官となつてゐる。激しい転変といえるだろう。明治四年（一八七二）は、廃仏毀釈の最高潮に達した年であった。「種間寺再興実記」種間それぞれ還俗して社会の生産活動に従事する者もでた。

明治四年（一八七一）どん底であった寺院が、回生するまでにはあまり時間はかからなかつた。仏教が精神界に果した役割、したがつた人びとの心におろした深い根は、一時的な神道興隆を長くは続かせなかつた。もともと政府も、ことさらに仏教を苦しめたものではない。人心の安定は政治の要締である。明治七年（一八七四）には、仏教再興の動きが顯著になつてくる。「種間寺再興実記」によれば、同年三月秋山村民は同寺復興への動きを開始、戸長大石貞之は、まず寺宝白字大般若經を神田屋政兵衛より借り受け開帳修行する。同十年（一八七七）には、いよいよ正式に寺院復興の請願を許可され、同十三年（一八八〇）には、時の県令北垣国造より再興を許可されたものである。しかしながら前述池寺、十輪寺のほか、仁ノの西山寺、弘岡上の種徳寺等ついに再興にいたらなかつた寺も多い。

なお廢仏毀釈の動きが早くも制止されたのは、維新の急激な変革に対しても社会不安が急速に高まつたからであり、政府としては、むしろ寺院の伝統的な力を、人心安定に利用すべきであるという判断があつたと思われる。「弘願寺文書」によれば、明治六年（一八七二）高知県権令岩崎長武は、「僧侶身代限規則」を令して、一定の食料その他生活用具の差押えを禁止する。ついで僧侶には教導職といういわば思想善導の任務が課せられ、その反対給付として身分地位に保護が加えられる。明治八年（一八七五）と同文書は伝える。こうした時代の動きが前

高知市民図書館蔵  
（高知）

よつて「旧自由党員片岡健吉、坂本南海男、細川義昌、武市安哉等其の洗礼を受けた」とあるので、安哉が回心した明治十八年（一八八五）九月頃義昌も信者となつたのであらうか。「土佐国民情一班」は、多少惡意をもつて「旧自由党に於ては、該教を仮用し以て其の党勢を鼓舞するの機關」と述べているが、それほどに当時のキリスト教は自由党—自由民権運動と関係が深いようである。

内村鑑三は「余はいかにしてキリスト信徒となりしか」で、当時のキリスト教信仰が「その固有の靈的価値のためよりも、幸福な家庭とか自由政府とかいう実利的な目的のために信ぜられた」としてゐるのは、高知県の場合にもよく当てはまる。義昌の入信はまず一家を熱心な信者とする。母梶の熱心な信仰はその日記に詳細であるが、妻千鶴、娘津留、雅も強い信仰を持ち、雅は後横浜のフェリス女学院に学んでゐる。さらに分家細川正文一家も熱心であったが、當時地主で名望家であった細川家の周囲秋山村、甲殿村にも信者が拡大する。明治十九年（一八八六）四月二十二日には、義昌は早くも高知「教会にて説教す」となるほどで、同年六月二十二日、山本牧師らを秋山自宅に招いての説教には、聴衆七八十人が集まり、翌日の議義にも細川正文ら六人が来会する。また同年十一月一日には、翌日の説教会のため義昌自身で甲殿、西諸木方面に広告一張紙をしている。ついに翌二十年（一八八七）二月一日には、洗礼志願者が秋山村で細川正文ら三名出てくる。翌月の六日には、正文ら三名は高知教会で首尾よく洗礼を受けている。

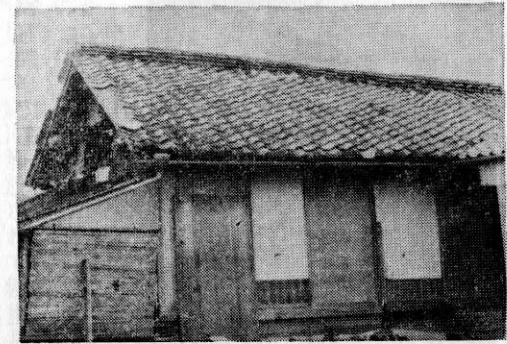
ところで義昌らが、このように熱心な信者となり、明治十

記種間寺の再興となつたものであるが、弘岡下大津出身の補陀落天猿（一八五三—一九〇九）は、高知県下に広く活動して寺院再興に成果をあげた僧侶であつた。天猿は年十一歳の時城下永国寺で得度したが、廢仏毀釈の荒浪の中を生き抜き、明治七年（一八七四）金剛福寺（土佐清水市）の僧となり、爾來時世の好転の中で多くの寺院を再興、ついに十市（南国市）峯寺で死去した。郷里弘岡下については、父母の氏名等わずかに伝えられるばかりである。

かくて滅ぶべきは滅び、再興すべきは再興して、寺院は明治十八年（一八八五）頃いちおう安定したものである。

**キリスト教** 幕末期開国後、信教の自由を求めた、いわゆる長崎の浦上くずれの迫害は有名であり、その一部は土佐にも送られ、明治二年一同六年（一八六九—七三）まで、多くの犠牲者を出しながら迫害に耐えて信教を守り、ついに解放されて郷里長崎に帰つたが、これらの信徒はキリストン—旧教徒であつた。ここで春野町史に取り上げるキリスト教の歴史は、その後約十五年をへた明治十年（一八七七）代の終わりに近く、秋山村と同村住細川義昌一家を中心とした歴史であり、もちろんカトリックではなく、新教—プロテスタントである。

高知市民図書館蔵「細川義昌日記」「春秋自記帖」および「細川梶日記」には、その信仰の状態が克明に伝えられている。これによれば、明治十八年（一八八五）五月一日宣教師納屈斯宅で、義昌が得意の抜刀術—居合を見せており、以後宣教師ミロル、グリナン、マカルヒンの名がしばしば日記に出る。義昌の政友であり、また熱心な信者で、後北海道の浦臼に聖園を開いた武市安哉（一八四七—九四）は、明治十八年（一八八五）九月六日「聖徒となる」と同日記は伝えるが、義昌自身については記していない。「土佐国民情一班」「高知県史近代史料編」には、明治十九年（一八八六）四月として、板垣退助がその以前に米人宣教師フルベツキを伴つて帰県し、それに



(秋山) 所義講山秋旧

九年（一八八六）四月二十四日秋山村恒例の種間寺の大師祭を、「当年より客を廃し案内も為さず」となつてくれば、ようやく復興した仏教あるいは神道との間に摩擦はさけられない。「土佐国民情一班」には、共立学校がキリスト教宣教師を招いたので、神道、仏教とキリスト教との間に軋轢あつれきを生じたとあり、また同史料は高野寺の僧本荘堅宏が、明治十八年（一八八五）来県し県下各地で仏教演説を行ない、キリスト教を排撃したので、両教互いに対立反撥したが、この情勢は「帝政、自由両政党の軋轢」からきたものと穿った観測をしている。明治十九年（一八八六）五月十一日、細川義昌らが高岡村（土佐市）に説教会を開いたところ、県令の布達に違反した無届説教の故をもつて警官より解散させられる。当時県当局と民権運動家は県会その他ではげしく対立、キリスト教は、民権運動の一翼を担うものとして白眼視されたものである。憤激した義昌は同月二十二日県当局に迫り、ついに「爾後キリスト教の演説等には一切干渉致さず、たとい無届にて演説を為すとも、仏教などと違い一切干渉致さざるよう、各署長へ下令致し置く旨」を約束させていた。開拓者の途はここでも喰しいものであったことがわかる。

義昌にとつてもつとも会心であったのは、明治二十年四月二十八日（一八八七）の母梶還暦の祝いであった。

義昌は感激をもつて

母堂六十一歳昨年にて、神の御恩寵により新たに永生に生れしも亦昨年一月なるが故に、心祝いを為さんと欲せし処、昨年より神の許しなき処、本日に至り神の許しを得て祝い客を為す。

この日来客には親戚、隣人のほか高知から山田平左衛門、坂本直寛のほか片岡健吉夫人美由（遊）もあつた。饗宴はまず新宅で「酔し魚にて茶を以てもてなし」、ついで「正午過ぎ本宅に於て祈禱、讃美歌、吸物を出し、暫時談話して食事膳部を出」した後、「二時頃首尾能く済み」さらに、「諸兄弟姉妹又々讃美歌數番」を唱うという酒抜きのものであった。強い信仰の姿である。

義昌はその後秋山講義所を建て、大人の礼拝、説教のほか子供のための日曜学校も開いたが、キリスト教の全盛はやはり自由民権運動の高まりと一致し、明治十八一二十年（一八八五—八七）までのようである。地域も秋山、甲殿両村にほとんど限られ、近村でも伝導は行なわれたがあまり拡大しなかつたようである。日曜日の安息を義昌は厳守したが、一般農民には不可能に近いことである。したがつて熱心な信者となつたのは、たとえば細川正文が地租二十五円余を、また橋本亀太郎が、同じく四十六円余を納めたことでもわかるよう、地主・富農層であった。自由民権運動の低調とともに、明治二十年代の末から急速に衰えていったのである。ただ義昌一家が秋山講義所を中心に一貫して信仰を守り、義昌は死にいたるまで日曜ごとの安息、礼拝を守り、さらに分家細川正文が死に直面して讃美歌を求めて安らかに昇天したことなどは、いかにも明治勃興期に生き、理想を求めた人びとのいわば高貴な姿として伝えられるべきものであろう。

註1、吉良順吉は、十四才の万延元年（一八六〇）藩の荒倉山の狩に万夫として出夫したが「吉良宅快日記」、その後二十年県会では県令と対等で渡り合ふ、時代の変化と地主層の自信である。

〃2「地方制度小史」亀野川浩

〃3、民権運動が地主の利益へと傾斜したのは、活動資金を地主層に求めたからであり、地主がこれに応じたのは、地租軽減に期待したからと思う。

〃4、この間の経過を示す史料は、今のところどこにも見当らない、残念である。

“5、この時点で、県下各地に堤防、用水路修繕費負担で、県と地元とが紛争している。いずれも民権運動として考える必要がある。

“6、常設委員であつて、かつての井奉行の伝統に立ちながら、法規によつて近代化されたものである。

“7、藩政時代には、はじめ郷士が、後甲殿村庄屋が甲殿港の改修の責任者であった「庄屋野本氏年譜書」。

“8、「細川義昌日記」にも、村人たちが太陰曆の正月を慣用することを嘆いた記事がある。

“9、「新撰大入名辞典」による。田中芳男の来県は、同時点における山崎喜都真の来県に対比されるものである。「土陽新聞」によれば、当時辻友政は勧農大懇親会の発起人となつてゐる。

“10、「細川義昌日記」明治十四年（一八八一）七月三十一日に「教師己屋」とある。教員住宅であろう。（小）

“11、同前明治十四年（一八八一）九月一日に「江川真清、蓼原喜五郎、川島以造等と同道教師雇いに行く」とある。また「土陽新聞」明治十六年（一八八三）十二月二十五日広告に、師範学校卒業二十五名の就職先を一般に募集している。

“12、「弘岡村地検帳」中之村上之村に「八幡別当坊寺中」とあるのが、十輪寺に当るものである。

“13、「細川梶日記」には、梶の熱心な信仰と布教活動が語られている。もつとも明治二十年（一八八七）から三十年（一八九七）代である。秋山村よりも高知市におけるものである。なおこの問題については広江清氏「細川義昌と秋山講義所」、「土佐史談」復刊三十号に詳細である。

“14、「細川義昌日記」によれば、義昌の長女津留は後に戸波村（土佐市）辻家に嫁したが、キリスト教信者の故に姑と折れ合いが悪く、義昌は心を痛めている。

## 明治後期の春野

### 地方自治制の発展

**地方自治制の発展** 前項で述べたように、地方自治制は明治二十二年（一八八九）四月発足した。すでに近世の庄屋制、明治前期の戸長制とそれなりに地方自治制の伝統は養なされてゐたが、実際に発足してみると、そこには問題がけつして少なくはなかつた。法令は難解であつたうえ、まず明治十年（一八七七）代の自由民権運動の暴しのなかで、地主・富農という同一階層ながら、村落指導者に対立のあつたことが、新しい地方自治制の発展を妨害したことである。すでに仁西村々長選が、両派に分れて激しく争つたことに触れたが、結局は自由派の矢野俊児が村長と決つたようである。しかしながら、その後も明治二十五年（一八九二）の選挙干渉へと他の村々でも両派の対立は続けられた。村政の運営は難渋を極めたものである。以下一、二をあげてみよう。

「細川義昌日記」明治二十三年（一八九〇）七月二十一日に、「夕方より伊野警察署長高木某の相談にあい新川町三階樓に行く。森山村正（長）事を仲裁せんことの依頼を受く。色々の嘶しを聞き帰宅す」とあり、以後八月十五日まで「森山事件」として同日記に数回である。その内容は同日記に十分明瞭ではないが、八月五日義昌と島田糺とが仲裁を申し入れたことについて、同日記に仲裁条件として

其の方法は、伝弥開きは宗四郎などの唱うる通り、連盟簿を取り消し部落共有地とし、上須加は売却の上物金額を七名共有と、各其の反対に応じ分配すること、且つ小作人と四歩に割り合せ六歩を地主に属せしめ、四歩を小作人に与うこと、尚売却法は評価を定め先づ小作人に売り渡しの相談を為し、小作買うを好まざるときは弘く入札法を以て売却の事。而して各